

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 9 月 1 日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	2 6 - 3 6 2 6 0 - 0 2 1 3
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備 0 8 0 1 工事
質 問 事 項	
1. 本工事は「福島県農林水産部における工事請負契約設計変更ガイドライン」を遵守するものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。	
2. 当該地区での営農に関連し、本工事の着手可能時期及び施工期間に関する施工条件等について、ご教示願います。	
3. 現地確認において 2-2 号支線用水路の施工箇所にて 10 本程度の電力柱がございました。施工時の支障になると見受けられますが、移転時期などの計画についてご教示願います。	
4. 現地確認において地区外管理用道路施工箇所上に多数の立木及び 1 棟のポンプ小屋があり、施工時の支障になると見受けられます。これら支障物はどなたが主体となって処理されるのでしょうか。また当該工区施工着手前に処理が完了されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	
5. 現地確認において No. 17-No. 18 間の斜面上にも立木があり、施工時の支障になると見受けられます。これら支障物はどなたが主体となって処理されるのでしょうか。また当該工区施工着手前に処理が完了されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	
6. 支障木の処理について、仮に受注者にて処理することとなる場合には、設計変更により対応されると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	
7. 残土搬出等について、県道及び国道接続部は見通しの悪い箇所があり、安全を確保するため交通誘導員の配置が必要と思われます。これらの交通誘導員増員は設計変更の協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。	
8. 湧水処理について、想定以上の湧水が見込まれる場合には、新たな湧水処理の追加及	

び作業時排水から常時排水への変更は協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。	
9.	地区外管理用道路施工時において、重機乗り入れに十分な地盤強度を確保するために敷鉄板の敷設が必要と見込まれる場合には、設計変更による対応は協議対象となりますでしょうか。ご教示願います。
10.	金抜設計書 S単-104号 組立マンホール設置工の施工条件について、マンホールの深さは「3m以下」の認識に相違ございませんでしょうか。ご教示願います。
11.	金抜設計書 C単-1号 SGP直管フランジ付の雑品について、率のかかる対象項目をご教示願います。
12.	金抜き設計書 T単-33号 仮設用水路撤去工の産業廃棄物処分料金廃プラスチック類の種類は土木シートの認識に相違ございませんでしょうか。ご教示願います。
回 答 事 項	
1.	お見込みのとおりです。
2.	工事契約後即着手可能です。なお、施工期間については通年施工が可能ですが、田植え期や稲刈り期は営農者との調整が必要となります。
3.	当該電力柱については、工事に支障がないため移転の計画はありません。
4.	立木については共通仮設費の準備費に含まれています。ポンプ小屋については工事着手前までに所有者が撤去する予定です。
5.	立木については共通仮設費の準備費に含まれています。
6.	準備費に係る共通仮設費（率分）を超える事実が確認できる場合は設計変更の協議の対象とします。
7.	道路管理者等との協議により、必要があると認めるときは福島県工事請負契約約款第19条に基づく協議の対象とします。
8.	湧水処理については、必要に応じ福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
9.	敷鉄板については、必要に応じ福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の対象とします。
10.	お見込みのとおりです。
11.	対象項目は全ての資材、労務となります。
12.	お見込みのとおりです。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。